

## 令和6年度 足立区立辰沼小学校 いじめ防止基本方針

### いじめの防止は 子供の命を守ることである

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成26年2月7日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下「足立区立辰沼小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

#### 2 辰沼小学校いじめ防止基本方針策定の目的

学校には様々な児童が集まるため、トラブルの発生は容易に避けることはできない。また、トラブルの発生は、決して喜ばしいことではないが、それを乗り越えることで社会性が育つという側面もあると考えられる。しかし、いじめは別である。激しいいじめは、人権侵害であり、ときには心身に生涯に渡る深い傷を残し、命をも奪いかねない行為である。

そこで、本校では、「いじめの未然防止」を重視する。学校が、日々の教育活動を正常に行うためには、「児童の安全・安心の確保」が絶対条件となる。そのためには、「いじめを発生させない」つまり「加害者を生まない」ことをめざし、「足立区立辰沼小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ問題への対策は、学校と足立区・教育委員会と連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図る。そして、児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現をめざすことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

#### 3 いじめの防止に向けた方針及び姿勢

ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりをめざす。

イ 児童が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。

ウ いじめは、どの場面、どの学級、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

エ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの

把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

- オ 児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。さらに、Hyper-QU による科学的分析結果も積極的に活用し、多角的な状況把握を行う。
- カ いじめが発生した場合は、いじめの被害者と加害者、双方のケアを行うが、被害者側の認識と訴えをしっかりと受け止めることが重要である。被害者側に何らかの問題点があったとしても、常にいじめ被害者の側に立ち支援をする。

## 第2 いじめ防止等のために実施する施策

### 1 「辰沼小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づき、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

### 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### (1) いじめ防止対策委員会の構成

いじめ防止対策委員会は、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・TKR担当者・特別支援コーディネーター・教育相談コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラーによって構成し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。

#### (2) いじめ防止対策委員会の役割

いじめを防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行う。そのため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

#### (3) 委員会の運営法

いじめ問題を含む生活指導に関する情報共有を、毎週木曜日に全教職員で実施する。さらに、いじめ防止対策委員会を、毎月実施する。

### 3 具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止・早期発見に関すること

##### ◎ア 児童主体のいじめ防止活動「TKR」

児童主体のいじめ防止活動「TKR」（たつぬまキッズレスキュー）を通年で実施し、児童のいじめへの危機感や、いじめ防止に対する意識を高める。いじめが起きにくい環境作りを推進し、いじめの未然防止をめざす。

児童の意見を反映したイベントの開催など「学校での友達との生活が楽しい」と児童が実感できるような取り組みを行う。

##### イ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高める。授業のユニバーサル・デザイン化を進め、分かりやすい授業を行い、児童の授業満足度を向上させることで、充実した学校生活を送れるとともに、いじめが起きにくい学校環境にする。

##### ウ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職、生活指導主任を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する

## エ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめの被害者、加害者ともにケアができるようにする。

## オ 児童の自己有用感の高揚

児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め賞賛をすることで児童一人ひとりに自信をもたせる。複数の学年が互いに学び合う異年齢交流学习を意図的、計画的に進め、低学年は、教えてもらう安心感と次学年への見通しをもち、高学年は、頼られる喜びを得られる活動を実施する。

## カ 保護者への意識啓発

保護者会や開かれた学校協議会で、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、幅広く協力を要請する。

## キ いじめ相談窓口の拡大

学校内に、いじめを受けたり見たりした児童が訴えることができ、児童の個人情報を守られる「いじめ相談箱」を設置する。

## ク 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

## ケ アンケートの工夫

年3回のいじめアンケート調査に加え、年2回のHyper-QU心理テストも活用し、教員が実態を把握し、組織的に対応できるようにする。

## コ 教師の強い決意表明

いじめ防止は、学級開きの日から始まっている。学級開きの日、児童たちに対して、「先生は、絶対にいじめを許さない」と宣言し、TKRの活動と関連付け、適宜、いじめ防止教育を実施する。

## (2) いじめの対応に関して

### ア 教員は組織で対応する。

いじめに対して、担任1人で対応はしない。全ての生活指導の情報は、生活指導主任に報告し、生活指導主任を中心に対応すること。深刻ないじめ(未解決状態が1週間以上)の場合は、いじめ対策委員会が対応する。

### イ いじめを受けた児童保護が最優先

いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が守る体制を速やかに整備する。報告者が誰であっても、加害者側が報復をする可能性も想定されるため、加害者側には、「いじめを心配している人から連絡があった」で統一する。

さらに、いじめによる心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラーを活用し、被害を受けた児童やその保護者のケアを実施する。

### ウ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなどは組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめ解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

### エ 関係機関との連携

重大ないじめは、教育委員会及びこども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童には、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するが、

その策をこども支援センターげんきや児童相談所等と連携して探る。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 重大事態の発生と調査

##### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針で示された定義を踏まえるが、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

##### (2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

##### (3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

##### (4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。教育委員会は調査結果を区長に報告する。